福祉文教委員会会議録

令和元年12月16日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:17

【案件】

- 1. 議案第131号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 2. 議案第139号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 3. 議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)
- 4. 議案第176号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 5. 議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(個人情報流出事故)

【 所管事務調査 】

- 1. 障がいのある児童の通所サービスについて
- 2. 文化財保護について

【報告事項】

- 1. 飯塚市私立保育所運営法人選定委員会における選定結果について
- 2. 「第2期子ども・子育て支援事業計画(原案)」の市民意見募集について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第131号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算 (第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第131号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明を行います。

補正予算書の153ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、主に4月から補正予算要求時点までの実績をもとに、伸び率等を勘案して積算しました決算見込み額の算出により補正を行うものになります。第1条第1項におきまして歳入、歳出をそれぞれ5億8363万7千円増額し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ155億7260万8千円にしようとするものです。また、第2条の債務負担行為につきましては、156ページ、第2表をお願いいたします。そこに記載しておりますとおり高齢者保健福祉計画等策定支援委託料に関しまして、来年4月からの実態調査や、計画策定の事前準備行為が必要となり、債務が後年度にまたがるため、令和元年度から2年度までを期間として552万2千円を限度額としまして債務負担行為を設定するものでございます。

補正の主な内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。補正予算 資料の11ページ、介護保険特別会計をお願いいたします。起債の順番どおり、歳入、歳出の 順で主なものについて説明させていただきます。

まず歳入ですが、保険料につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料が4858万2千円の増額、現年度分普通徴収保険料が447万円の減額となりまして、合計4411万2千円の増額となっております。介護保険料につきましては、6月補正も行っておりますが、その際の特別徴収及び普通徴収対象者の見込み者数に対し、7月の当初賦課時における各徴収対象者数が特別徴収においては増加し、普通徴収については減少したことが大きな要因でございます。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの財源負担割

合で歳入額の増額及び減額補正を行っております。国庫支出金の一番下の黒丸、保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的に、昨年度から設置されたものでありますが、その交付額1627万9千円の交付が決定されたことに伴う歳入額の増額を行うものでございます。繰越金につきましては、前年度の繰越金となります3億3916万2千円を増額計上するものになります。

次に、歳出になりますが、保険給付費につきましては、1つ目の黒丸、介護サービス等諸費から4つ目の黒丸、特定入所者介護サービス等費まで、全て増額となっておりますが、これにつきましては、今年度4月から補正予算要求時点までの各給付費の実績をもとに、伸び率等勘案し、決算見込み額を積算しておりまして、保険給付費全体としまして、3億5450万1千円増額補正し、給付総額を137億8671万2千円にするものであります。次に、地域支援事業費につきましては、主なものとしまして、介護予防生活支援サービス事業費について、保険給付費と同様に、今年度4月から補正予算要求時点までの事業費の実績をもとに各事業費の決算見込みを行い、訪問型サービス負担金及びケアプラン作成手数料については減額、通所型サービス負担金については増額見込みとなり、合わせて4120万1千円を減額補正するものであります。また、諸支出金の償還金につきましては、前年度の介護給付費等の確定により国及び県からの交付金等の超過受け入れ分を返還するために、合計2億9701万4千円の増額補正を行っております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、お話がありました11ページのまず最初の介護保険料なんですけど、特別徴収がふえ、 普通徴収が減ったという要因は何でしょうか。

○高齢介護課長

介護保険料の徴収対象者数につきましては、説明の中でも申しましたとおり、6月補正を行っております。その際には、まだ本年度の本算定、当初賦課が終わっておりませんので、まだ見込みの人数でございました。それで7月に当初賦課、本算定を決定いたしますが、その際の徴収対象者数が見込みよりも、特別徴収においては増加、普通徴収においては少なかったという結果でございます。

○兼本委員

というと対象者が、特別徴収をされてある方のほうが多かったということでよろしいんです よね。

○高齢介護課長

実際、そのとおりになったということでございます。

○兼本委員

もう1点は、地域支援事業費の中で訪問型サービス負担金が減とケアプラン作成手数料の減 ということは、これは支援事業において、訪問型のサービス事業の利用者が少ないとか、そう いったようにいろいろさまざまな要因があると思うんですが、どういった要因からこのように なっているんでしょうか。

○高齢介護課長

訪問型地域支援事業費の訪問型サービスへの負担金が減額となっている分につきましては、こちらについては、要支援1、2の方と、事業対象者の方が利用されるヘルパーサービスになりますが、こちらについては当初予算の見込み時点においては、もっと利用者数がいるものと見込んでおりましたのが、実際ちょっと少ないところで推移しているというのが、実態でございます。

○兼本委員

少ないというのは他自治体においてもそういう傾向なんですか。

○高齢介護課長

すみません。他自治体の状況については、ちょっと把握はできておりませんけれども、あくまでも予算での当初予算での見込みと、実際の実績というのにちょっと乖離があったという結果の減額補正ということになっております。

○兼本委員

市としては、もっと使ってほしかったというところで予算を組んであったんですか。それと も単にその年齢の高齢者の数とか、そういったところからの算定ということでされてあったの か、どちらなんでしょうか。

○高齢介護課長

使ってほしかったというよりも当初予算の見込み時点で、それまでの実績をもとに、一応見込みというものは出すんですけれども、その見込みについて実績で動く、実際その少ない利用者が少ないというような結果ではないというふうには認識しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

ただいまの兼本委員の説明に対してありましたけど、これは介護予防でのサービスの減ということですけど、その利用者の方が使われていないで減になったのか、見込みが。それとも、さらには介護の認定のやりかえ等、次期更新とか、認定のやりかえとあると思うんですけど、それに移行したとかいうことじゃないんですよね。そこら辺についてもうちょっと詳しく。

○高齢介護課長

要支援者の認定者と要介護者の認定者の推移というのと、ちょっとこの予算の見込み方と実績の違い、ちょっと関係性というところまでは、ちょっと分析ができておりませんけれども、あくまでも当初予算時点での見込みがこのくらいだろうというところに対しての、実績が予防の方をちょっと見込み過ぎていたというとちょっと語弊がありますけれども、減額をせざるを得なかった。だから利用者数が少なくなったというふうには認識はしておりません。その分の保険給付費の介護、要介護の方の利用者数というのが今ふえている。だからそのあたりで要介護者数と要支援者数というとの関係性というのは、ちょっと分析する必要あるのかなというふうには考えています。

○吉田委員

今、そういう説明ですけど、本当に言ってこの数字の動きというのは、介護認定の方のところの保険料が上がってきて、補正金額に上乗せされています。要支援者のところは、一方で逆に減っているというところで、単純に言っても幾分かはあるかもしれないし、間違いなくあるであろうというところの何かしかないもんで、今後についてそこら辺の分析もあわせてちょっと要望しときますから、そこら辺については、今この場で、どうこうという話はありませんけど、そこら辺の分析もしていただくようにお願いしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案131号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。 次に、「議案第139号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」 を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第139号 令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

補正予算書の253ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入、歳出、全科目について見直しを行いまして、前期の実績と今後の所要額の見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入、歳出それぞれ5434万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億694万6千円とし、第2条、既定の地方債の変更を行うものでございます。

次に歳出でございます。 259ページをお願いいたします。 1 款 1 項 1 目、一般管理費は、現在の人員配置に基づき 1096 万 2 千円を減額いたしております。 2 目、給食事業費は主に給食施設の維持管理に係る経費及び給食調理等業務委託料などでございますが、今後の所要額の見込みによる光熱水対費の減及び委託契約の額の確定に伴う執行残などにより 1169 万 1 千円を減額するものでございます。 269ページをお願いいたします。 下段の 3 目、学校給食賄材料費については、歳入の学校給食費を充てるものでございまして、歳入が給食実施回数の減により減額となったことに伴い、 1615 万 6 千円を減額いたしております。 261 ページをお願いいたします。 1 款 2 項 1 目、施設整備につきましては、若菜小学校のランチルーム設置工事費の確定により執行残 756 万 2 千円を減額補正いたしております。次に、 2 款 1 項 1 目、公債費の元金及び 2 目、公債費の利子につきましては、それぞれ見込み額を精査いたしまして、合計 3 万 1 千円を増額するものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

歳入の学校給食費の説明の欄に書いてあること、ちょっとこの理由、意味を教えてもらっていいですか。

○学校給食課長

過年度分につきましては、30年度の実績に基づいて、算出していたしておりまして、30年度につきましては、しばらく実施できておりませんでした支払督促を行ったことによりまして、過年度分の徴収率が向上したことにより、増額予算としております。

○兼本委員

やはり支払督促を請求したほうがこの分が有効だということがわかるわけですが、今後ともよろしくお願いいたします。次に、257ページの一般会計繰入金の中で職員の給与費等分で減額になっておりますが、これはどういった状況なんでしょうか。

○学校給食課長

当初の職員数よりも、正職員で1名、調理員でございますけれども、再任用職員1名減となっておりますので、予定より減となっておりますので減額となっており、主な理由でございます。

○兼本委員

それは自校式に移行したからとか、そういった理由なんですか。それとも、ただ単に減になったのかと。

○学校給食課長

定年により退職したことによるものでございます。

○兼本委員

仕事量の負担というのは大丈夫なんですかね、お1人減ったということで。

○学校給食課長

それにつきましては、臨時職員の増などにより対応いたしておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第139号 令和元年度 飯塚市学校給食 事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませ んか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)」を議題といたします。執行部の補 足説明を求めます。

○文化課長

「議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)」についてご説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。本案は、国指定史跡「筑豊炭田遺跡群 目尾炭坑跡」保存整備事業用地として取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。所在地は飯塚市目尾字松崎937番3の一部外7筆、地目は全て雑種地となっております。取得面積は8896.88平方メートル、取得価格は5649万5188円となっており、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内2丁目2番3号、古河機械金属株式会社、代表取締役、宮川尚久となっております。28ページに取得する財産の明細表、29ページに位置図を掲載しております。なお、土地の買い上げ単価は不動産鑑定評価を参考に、市の財産管理審議会の答申をもとに決定しております。また、本件土地は目尾炭坑跡敷ということで、石炭採掘地でありますので、旧竪坑跡施設やその附属施設、坑道などが存在しております。そのため、鉱業権者でありました土地所有者と本件土地に既に発生している損害、及び将来発生する損害について、鉱害賠償契約を締結し、その予定賠償金282万310円の受け入れ額と本件土地売買代金との差し引きを行い、相殺するものとしております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この保存整備事業の用地というのは、必ずしも公有地化しなくてはいけないものなんでしょうか。

○文化課長

この目尾炭坑跡につきましては明治5年に開坑いたしまして、明治13年に杉山徳三郎によって、蒸気機関によるスペシャルポンプでの排水機化に成功しておりまして、この筑豊地域での近代化の先駆けとなったことから、近代化遺産として高い評価を得まして、国の指定史跡となったもので、本市にとりましても、重要な史跡の一つであると考えております。今後につきましては、目尾炭坑跡を地域の財産として、後世に継承していく必要があると考えておりますので、その保存と活用、その整備について検討する上では、公有地化を図ることが必要であると考えております。

○兼本委員

それでは、5649万5188円の金額の内訳といいますか、どのように決められたのかは、 先ほど委員会のほうで決められたと言われていましたけど、どのようにして決められたんでしょうか。

○文化課長

この取得価格につきましては、最終的に飯塚市の財産管理審議会のほうで答申を受けまして 決定をしておりますが、それに先立ちましては、不動産の鑑定評価を受けております。鑑定評価とその後の経済情勢などで時点修正などを行いまして、価格については決定をしております。

○兼本委員

そうすると、これ今金額でいくと平米単価で幾らになりますか。

○文化課長

平米当たりでは6350円となっております。

○兼本委員

市有地の売却があるんですね。これも宅地だったり、雑種地というのがあるんですけど、雑種地というのは評価がそんなに高くないと思うんですよね。飯塚市の例えば、この間お話ありました潤野の部分なんかは、雑種地等々で平米3800円です。雑種地で言えば、今、公募で出ている椋本の土地なんかは平米単価でいくと1120円かな、雑種地でね。そのくらいの金額なんです。今回ここが6350円というのは、非常に高いんじゃないかなと思ったんですね。ですので何かいろいろ、どのようにして決められたのかというのが、ちょっと不明だったので、疑問に思っているんですが、この単価というのは適正ということで考えられてあるんでしょうか。

○文化課長

今回の不動産鑑定につきましては、この取得をします対象物件と同等の条件の物件を比較しまして、取引の事例などを考慮して評価する取引事例比較法が採用されて決定されております。 具体的には標準地と対象地と比較をしまして、道路の位置関係や土地の形状、そして造成の難 易度など、そのような、いろいろな要因の格差の率を比較しまして、決定をされておりますの で、妥当な金額ではないかと考えております。

○兼本委員

そうなんですね。これ、飯塚市もそうするとこのくらいの金額で、固定資産税をかけてあったんですか。

○文化課長

本件土地につきましては、地目は雑種地となっておりますので、それに基づいての決定ではないかと考えております。

○兼本委員

今、大体金額というのが、ここは雑種地ですから多分かなり評価的には低いと思うんです、 実際ですね。実際に史跡として取得するということですから、一部分筆とか、そういうのもあっているわけなんでしょう。そういった費用とかも含めたところで計算されているということなんですかね。そういうところも、そういったかかった費用とかも考慮しているというところで考えたらいいんですかね。

○文化課長

今回、この用地取得につきましては、一部分筆を必要とする土地もありますので、その分筆 については、市のほうで土地の確定を行っております。

○兼本委員

そしたら、この整備基本計画というのは、今後どのように行っていくのか、お示しください。 ○文化課長

この土地につきましては、文化財保護法では、文化財は国民の財産でありまして、公共のために保存、公開等、文化的活用に努めることが規定されておりまして、今後につきましては、関連遺産として、同時に指定になっております田川市、直方市とも連携をしながら、どのように保存活用していくべきであるかという保存整備計画を今後策定をしまして、管理等を行っていく予定にしております。

○兼本委員

そうすると、まだ保存、整備のスケジュールというのは決まっていないということなんですか。

○文化課長

スケジュールについては、まだ決定をしておりません。

○兼本委員

いつごろの予定なんでしょう。

○文化課長

この保存活用の計画の策定につきましては、来年度策定等をできるように予算要求を考えて おります。

○兼本委員

これ今回、取得面積が8896.88平方メートルと、前回のご報告があったときに、面積が5ょっと減っているような気がするんですけれども、どうなんですか。

○文化課長

今回、用地取得に当たりまして一部分筆の必要な場所も含めて、境界の確定を行いまして、 確定測量による面積の減少となっております。

○兼本委員

これ先ほど、国にとっても大切な史跡ですよと、飯塚市民にとっても大切ですよということですが、活用の方法としては、どういったことをお考えになっていらっしゃいますか。

○文化課長

今後まだ、保存整備の計画は今後具体的に計画を策定しますが、この文化財の遺構などがありますので、それを再現するのか、もしくは現在ある状態で、そういったものがあったというようなモニュメント的なものを作成するのか、今後その具体的な内容については、検討を進めたいと考えております。

○兼本委員

今、保存の方法として、一部シートを掛けたりして、埋戻しをしたという状況をこの購入に よって、それを再現するというふうには、まだ決めていらっしゃらないわけですね。そうする と田川市と直方市とあります。遺跡なんですけれども、この観光として、観光資源として利用 されるというふうことに関してはどのように考えていらっしゃいますか。

○文化課長

今後、この目尾炭坑跡と田川市、直方市との連携もありますが、本市の内部におきましても、 旧伊藤伝右衛門邸や目尾炭坑跡、そういう同時代のそういう史跡と関連づけて、そういう観光 ルートなども目指せないか検討したりだとか、同種のもので関連をして、活用ができないかと いうところも含めて、今後の計画の中で策定をしたいと考えております。

○兼本委員

私は、ぜひ活用してほしいなと思っています。ほかの史跡を保存事業として購入されている 自治体は大体もう、そういう形で観光の部分としても利用されているところが非常に多いと思 うんですよね。せっかく5600万円を出されるということですから、そして写真で見せても らいましたけれども、非常に見所があるんじゃないかと思っています。そういう意味でもぜひ 活用、いろんな意味での活用というのをもっと早めにできるようにしていただければと思いま す。あとこれ例えば、今後活用していく上で、やはり事業費というか、そういった形のものが かかってくるような計画なんですか。

○文化課長

今後、その保存活用の整備の計画を行いますので、その中では、どういった整備をするかということで事業費がかかってくると考えられます。それにつきましては、国庫補助を活用して整備を進めたいと考えております。

○兼本委員

最後に、この購入費のほうに関しては補助金というのを適用されるんですか。

○文化課長

この用地取得の財源としましては、史跡購入費として、国庫補助金が補助率80%、県の補助金として、総事業費の上限が1500万円の8%ということで、国庫補助で約4816万円、県補助として120万円程度を現在、想定をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今ちょっと兼本委員のほうからも質疑があっておりましたけど、まずこの国指定史跡に至った経緯、近代化の先駆けということで話がありましたけど、どういった施設であるのか、再度ちょっと詳細にご説明いただけますか。

○文化課長

この目尾炭坑跡が国指定史跡に指定をされた経緯についてでございますが、平成30年10月15日付で、飯塚市の目尾炭坑跡、田川市の三井田川鉱業所伊田坑跡、直方市の旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道の3カ所が、同時に筑豊炭田遺跡群として、国の指定を受けたものでございます。目尾炭坑跡につきましては、先ほど少し、ご説明いたしましたが、明治5年に開坑された遠賀川流域の炭田遺跡群の一つでございまして、筑豊炭田の近代化の道を開いた炭坑遺跡で、国指定の遺跡の面積が1万1814.52平方メートルでございます。指定に至った経緯としましては、教育委員会では平成21年2月から27年にかけて近代化遺産の一つとして、内容確認の調査の実施を行いまして、平成28年3月に調査報告書を国に提出いたしまして、平成30年1月に意見具申、いわゆる指定の申請をしておりました。発掘調査におきましては、れんが積み方形台座や煙突、発電所跡、れんが基礎の建物跡を検出いたしまして、竪坑の扇風機の設置や、明治13年に杉山徳三郎がスペシャルポンプと呼ばれる蒸気機関によるポンプ揚水に成功した竪坑場所等が確認されております。目尾炭坑跡につきましては、明治5年に開坑され、明治13年に杉山徳三郎によって蒸気機関によるスペシャルポンプの排水機化に成功して、筑豊の近代化の先駆けとなったことから、近代化遺産とし

ての高い評価を得て国の指定に至ったものでございます。

○永末委員

平成21年から27年まで、市のほうでも、その価値について調査されて、それを国に報告を上げられたということで、長年、そういった価値を市としても認めながらやっていたというのはよくわかりました。あと一番最初の説明の中で、損害とか、鉱害賠償とか、相殺とかということを言われたんですけど、そのあたりちょっと駆け足での説明だったように聞こえましたのでちょっと詳細に説明いただきますか。

○文化課長

今回、取得をしますこの目尾炭坑跡につきましては、先ほどご説明したような遺構や坑道などがあります。こういう土地につきまして、例えば浅い場所での陥没であったりだとか、そういったものが現状でもあるというところと、今後もそういう損害が見込まれるということがございますので、鉱業権者であります古河機械金属株式会社より、そういった損害について、事前に予定の賠償をしておきたいという申し出を受けておりまして、そのため鉱害賠償契約を締結をしております。その補償につきましては、飯塚市が受け入れる金額となりますが、今回は直接の金額の受け入れは行いませんで、本市よりお支払いをする土地代金よりその分を差し引いてお支払いをするという手法をとらせていただくものでございます。

○永末委員

鉱害が発生する可能性があるというふうな感じなんですかね。

○文化課長

その可能性があるということでございます。

○永末委員

先ほど兼本委員の質問の中でも観光施設というか、そういったところまで考えていくということですけど、鉱害というのがそこに発生する、観光ですから皆さん呼ばれると思うんですけど、鉱害が発生する可能性とかということも出てくるんでしょうか。それとも、そういった場所は立ち入りは禁止するとか、しっかりと区切っていくとかいうふうなお考えなんでしょうか。〇文化課長

今回の取得地につきましては、以前発掘調査でどういった遺構があるというところを、現地を掘削して確認をしております。現在は、調査を終えた後に、埋め戻しを行っておりますが、この整備を計画する際には、そういう現地の状況を再度確認を行いまして、そういう危険が及ばないような計画を考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。 次に、「議案第176号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第176号 飯塚市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご 説明をいたします。

追加議案書の15ページをお願いいたします。本案の提出理由といたしましては、福岡県公

立学校職員の給与に関する条例が改正されることになり、福岡県公立学校教職員の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものでございます。提案内容といたしましては、飯塚市教育職員の給与に関する条例の別表の給与月額を全ての号給で福岡県の条例に準じて増額改正いたします。また、条例の第7条第2項中の地域手当の月額について、給料及び扶養手当の月額合計に乗じて算出する支給率、100分の4.63を福岡県の地域手当支給率と同様の100分の5.0に改正いたします。施行日は公布の日からとし平成31年4月1日から適用いたします。なお、資料として新旧対照表を議案書18ページから20ページに記載しております。以上、簡単でございますが、「議案第176号」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第176号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。 次に、「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(個人情報流出事故)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(個人情報流出事故)」について、補足説明をいたします。

追加議案書の28ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、個人情報流出事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものでございます。

本件の概要といたしましては、プレミアム付商品券事業において、プレミアム付商品券関係書類発送の際に、住民基本台帳事務における支援措置対象者である相手方の転居先住所及び氏名が記載された書類を、誤って転居前の住所地に発送し、相手方の個人情報を流出させ、相手方に転居の必要が生じたものでございます。示談の内容といたしましては、市の過失割合は100%でございまして、相手方の転居等に係る経費を損害賠償金として、58万4100円をお支払いするものでございます。また、本件発覚後、すぐ同様の事例がないか確認を行いましたが、そうした事例はございませんでした。その後の書類発送におきましては、細心の注意を払い対応しているところでございます。今回、個人情報流出という事態を招いたことにつきまして、事業担当課として深く反省するとともに、関係者に多大なるご迷惑、ご心痛をおかけしたことに対し、心からおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

NPO日本ネットワークセキュリティ協会が調査報告の情報セキュリティインシデントに関する調査報告というのを出しているんですけど、そのうち、管理ミスというのが全体の34%だそうです。またヒューマンエラーというのが7、8割ありますということなんですね。これは、この部署だけの問題じゃなくて、飯塚市役所全体の問題になるんじゃないかと思うんです

けれども、この情報の公開や管理ルールというのが、ルールの明確化というのは、今現在されていらっしゃるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

情報セキュリティー等に関しまして、今回この事故発覚後から情報政策課等も交え関係各課協議を行いまして、個人情報の取り扱いについての対策等を確認しているところでございます。

○兼本委員

セキュリティーの関係を、これから情報管理のルールやセキュリティーの関係のポリシーか なんかを作られるということなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今回、情報システムからの支援措置対象者の情報流出ということもございまして、まず、こういう場合に対するチェックリストを作成し、これに基づいて事業等を行う場合には、対応していくというようなことの対策を立てているところでございます。

○兼本委員

今回の問題でもそうですけれども、命の危険性が非常にあるわけで、しっかりとこれをやっていかなくちゃいけないことだと思っております。市長、できればやはり全体としてこのセキュリティー教育というのを徹底して行っていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

○市長

今回の件、2点ございまして、まず、私は担当者のほうに言いました。そういう状況のところに対する心配だとか、思いとかいうものが欠けているんじゃないか。だから、ひょっとしてこうなるんじゃないかとかいうような想定ができていたら、横同士の連携ができているわけですよね。ですから、幾らセキュリティーがあっても人的ミスが発生したらセキュリティーがセキュリティーにならない。だから、まずそこのところをきちんとそれこそ全体に認識しようということで、庁議の中でも、指導したところです。それともう1点が今の質問者がおっしゃっています情報としてのシステム的な問題がどこか不整備があるんじゃないかという問題でありまして、その点につきまして今担当のほうが説明しましたとおり、古い情報がそのままだったりというようなことがなく、必要であれば即時更新ができるような形も、具体的には加えまして、今後なおさらしっかりやっていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今の担当課のほうからもありましたけど、謝罪の言葉がありましたが、私はやっぱりこの問題は結構大きく捉えております。と申し上げますのも、市長も常々おっしゃられていますけど、今後、データですよね、データをどう活用していくのかということは恐らく、特に市長のお考えの中にもあるかと思っております。そうなったときに、やはり情報が流出するような管理体制で、そのデータとかをどこまで扱わさせていただけるかということにもなってくると思いますので、やはり個人情報を保護していくというのは、データをしっかり活用していくというふうな市の体制でいくのであれば、最大限、配慮していく必要がある問題だと思っておりますし、これに関しましては、恐らくこれからも大きな行政上の課題ではないかというふうに私は考えております。でありますので、ちょっとあえて質問のほうをさせていただきますが、先ほどちょっと28ページの事故の概要のほうで、転居前の住所地に送付して、相手方の個人情報流出をさせ、相手方の転居に必要が生じたものというふうなことが書いてありますけれども、少しこのあたり、詳細に説明いただきますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

プレミアム付商品券につきましては、まず、こちらにつきましては、まず申請をいただくということになっておりまして、申請から関係書類を発送するまでの間に、期間が2カ月から

3カ月というような期間がありました。その間に相手方のほうが転居されるというようなこと があり、そこで、このようなチェックミスが起こったということでございます。

○永末委員

先ほどお話の中で支援措置対象者に当たる方というふうなことでありましたけれども、その 部分ですみませんけど、どういった方なのか、ちょっと説明いただけますか。

○社会・障がい者福祉課長

支援措置対象者とはどのような方かということでございます。住民基本台帳事務における支援措置対象者ということで、まず、配偶者からの暴力、次にストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等により、被害を受けたということを市に申し出をされ、これにより支援の必要性が確認された方のことを申し上げます。

○永末委員

要は、情報の管理というのは非常に大事ですけれども、それに輪をかけて、しっかりとされなくちゃいけないという方の情報だったのかなというふうに思います。やはりその方の情報が流出しているというのは非常にゆゆしき問題じゃないかなと私は捉えております。ですので、やはりただもう起こってしまった問題について、これ以上ああだこうだと言ってもあれですから、私としましては今後の対策をどういうふうにやっていただくのかというのは非常に大事になってくるかと思っています。そこに至るためには、やはりその今回起こった事件のを検証といいますか、そこはしっかりと行われるべきかと思うんですけれども、恐らくそのプレミアム付商品券の発送の過程において、今回そういった問題が起こっているかと思うんですけど、そこの何ですかね、もう今回はその市のほうが賠償をされるわけですけれども、すみません、ちょっと事業者の方々に対する責任と市の責任というのがあるかと思うんですけど、その事業者が今回賠償せずに市のほうが賠償したということは、今回の手続上、市のほうがやはり100%責任を負わなくちゃいけないような状況だったんでしょうか。要はそこら辺の情報の取り扱いの規定といいますか、そのあたりをどの程度をどういう業務分担されておったのかというのと知りたいんですが。

○社会・障がい者福祉課長

今回につきましては、情報流出事故ということで、申請から関係書類の送付の間の、私どもの市としての事務処理の誤りということで、100%私どもが損害賠償を行っております。また、事業所との関係につきましては、現在詳細な原因についての調査中でございますので、この場ではまだ申し上げることができません。

○永末委員

発送自体は市が行ったということでいいんですか。

○社会・障がい者福祉課長はい、左様でございます。

○永末委員

今、そこら辺の調査、検討中ということですので、ここに関しましては、担当課のほうから、そういった今後の報告はいただきたいと思いますけれども、先ほど兼本委員からありましたようにやはりその市として、全体として、今後、絶対起こしてはいけないことだと思いますので、どういった形で今後、これをしっかりとシステム上、あと運用上で守っていくのかというのを、これを機にと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんけれども、やはりピンチをチャンスに変えるじゃないんですけれども、そういう発想でしっかりと飯塚市は絶対、今後こういった情報流出を起こさないんだというふうな、強い意思を示していただきたいんですけど、ぜひ片峯市長のほうから、そういったご意見をいただければと思います。

○市長

今担当課が、詳しく説明しましたとおり申請者がAという住所を申請しました。でもその間

にずっと審査して対象者になっていたから市は当然、その方の生活状況だとか、現状について 心配りをすべきところであったのが、その後、転居されていたということがわかり、このプレ ミアム付商品券を送付される対象者の生活環境であるだろうということをまえもって、思いが 至らず、この方は申請したときと、こことで住所が変わっていますので、その短期間の中で即 時の連絡が部局をまたがってできていなかったということでございますので、今後は特に、住 民の皆さんの生活状況の変化等がありましたら、それぞれ縦割りでなく、横の連携をまずはス ムーズにすることが必要だと思っております。それから、今後個人情報につきまして、私もこ れ随分今から難しいことになるなと思っていますのが健康状態等々については、市として、あ る程度の個人情報のようのものを集約して、そのデータ処理をし、どの程度までビッグデータ 的化できるか、プラットホームをどうつくるかということにチャレンジしていますが、特にそ ういう情報についても、これ個人情報になるレベルのものなのか、一般化して、それは貴重な 情報として共有すべきものなのか、それらも含めて検討したいと思っております。これも飯塚 市は、九州工業大学やそれぞれの事業所で研究が進んでおりますブロックチェーンの技術を設 けて、別の箱でセキュリティーを設ければ、その分のクリアも随分前進するんじゃないかとか いうようなことも期待しておりますので、そういう研さんを市としても、積みながら進めてい きたいと思っております。

○永末委員

最後要望で終ります。まず1点は、先ほどから申し上げておりますように、やはり今回のこ とを教訓に、しっかりと市として取り組んでいただきたいと思いますし、そのことをしっかり と発信していただきたいと思います。こういったことを起こさない、飯塚市としては絶対に情 報のセキュリティーについては、それこそ日本でトップクラスを目指すぐらいの情報発信を強 力に行っていただきたいと思います。それとあわせまして、ちょっと具体的な提案で、もしか したらちょっと運用上は難しいのかもしれませんけど、例えば飯塚市議会でもそうですけど、 今まで発送を郵便で受けていたりしたのを、メールで受けたりするというふうなことも少し一 部いただいていますけれども、例えば郵送で発送するとその世帯に届きますけど、メールとか であればその個人に、届けることができますので、例えばそういったことが可能であれば、今 回のことに関しても恐らくその個人に届けたんじゃなくて世帯に届けたがために、ちょっと起 こってしまったのかなと思うので、そういうICTを活用しながら、その個人に対して届けて いくということで、例えば、発送の手間であるとか費用とかということも軽減されるかもしれ ませんし、そういった危険性も減るかもしれません。ただICTにすることで、別の危険性も 出てくるかと思いますので、そのあたりの検討もいるかと思うんですけど、ぜひそういった視 点でも、検討を進めていただければというふうにお願いしまして、質問を終わらせていただき ます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

今回の事故により、今プレミアム付商品券の関係で、このような事故が起こったということ でのご報告ですが、住民基本台帳事務にかかわる支援措置対象者は、どこが管理しているんで すか。

○社会・障がい者福祉課長

住民基本台帳に係る支援措置者ということで、こちらにつきましては、まず、申請等を取り 扱っているのは市民課でございます。

○吉田委員

それで、市民課のほうで取り扱いの受付をして支援者として、対象として認めれば、住民票の発送とか、あと第三者が取りに来た場合について、とめるという仕組みでよろしかったです

よね、その辺はどうですか。

○社会・障がい者福祉課長

委員おっしゃるとおり、閲覧の開示等につきましての制限がかかるものでございます。

○吉田委員

今回のこのプレミアム付商品券の発行事業については、業者さんに委託をかけて発送したのは飯塚市ということで先ほどお答えがありました。内容について一番最初にデータ移行したのは、市民課のデータをもとに、委託されている業者のほうのシステムに移行されたという考え方なんですよね。その辺はどうですか。

○社会・障がい者福祉課長

情報につきましては、委託業務の中で移行がされているものでございます。

○吉田委員

この問題については、先ほどからありますように、この1点の問題だけじゃないんですよね。やはり被害者となられる可能性があられる方を保護していかなくてはならないというところで重大なミスが発生しております。この要支援者措置ということは、やはり今、たまたまプレミアム付商品券の事業で社会・障がい者福祉課のご担当の方が答弁いただいていますけど、これはあえて市民課のほうに言いたいと思いますが、ここがやはり情報を発信しなくては、一番いけないところであるし、とにかく今回、議案として提出されていますけど、提出されたところはこちらでもありますけど、やはり要支援者という通知が全庁舎内に行き渡るような通知の内容、連絡が一番重要になってきます。そこら辺を今後の対策を打つということで、今も協議なされているとは思いますが、今後このような問題が発生しないよう、要支援者の方に対して、間違いなく対応できるよう、このような問題がまずはその担当原課であるこの社会・障がい者福祉課のほうのプレミアム付商品券の事業じゃなく、市民課のほうがしっかりと庁舎内の統一を図っていただくように取り計らいをお願いいたしたいと思います。要望でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二議員

1点だけ確認でございますが、この損害賠償の内訳ということで、転居費用が58万4100円。本会議での説明のときに転居費用等と慰謝料を含めた金額というふうにおっしゃったと思うんですが、そうではないんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

転居に係る費用のみになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第178号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(個人情報流出事故)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたします。 暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

金子委員から「障がいのある児童への通所サービスについて」、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。金子委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

きょうは「障がいのある児童の通所サービスについて」お聞きしたいと思います。夕方4時 ぐらいになるといろんな車が障がい者、障がい児放課デイとか、発達児童とか、いろんな車が 走ってあるのを見かけることが多くなってきたなというのが私の実感で、今回お聞きしたいと 思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「障がいのある児童への通所サービスについて」、所 管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「障がいのある児童への通所サービスについて」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

ありがとうございます。障がいのある児童への通所サービスの種類と目的を教えてください。 〇社会・障がい者福祉課長

障がい児通所支援サービスには児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がございます。児童発達支援は、小学校に入学する前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行うものでございます。次に、放課後等デイサービスにつきましては、就学後の障がいのあるお子様に対して、放課後や夏休み等の休業中に、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うものでございます。保育所等訪問支援につきましては、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対して、障がいのある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を行うものでございます。

○金子委員

障がい者通所支援サービスには3つあって、1つは児童発達支援、放課後等デイサービス、また、保育所等訪問支援、3つがあるということですね。それでは、これ今お伺いした通所サービスを児童が利用する場合には、どのような手続が必要でしょうか。また、そのサービスの必要性と内容、利用料はどなたがどうやって決めるか、ご教示お願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

サービスを利用される手続につきましては、市の窓口においてサービスの申請をしていただき、指定障がい児相談支援事業所と契約をしていただきます。その後、市の調査員がご自宅や本庁などでお子さんの状況や生活について、聞き取りを行います。先に契約をした指定相談支援事業所が申請者のニーズや状況に合った計画を作成し、計画書を市に提出した後、サービスの決定を行い、受給者証を発行し、サービスの利用が始まります。児童がこの療育訓練を必要とするか否かについては、障がい者手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当等受給していることを証明する書類、医師の診断書、保健センターの意見書などにより、確認をして、決定をしているところでございます。利用料につきましては、原則費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護世帯、もしくは非課税世帯の場合には無料となります。市民税課税世帯で、市町村民税の所得割額が28万円未満の場合は、月額4600円、それ以外につきましては、月額3万7200円となっております。

○金子委員

ちょっと詳しく聞きたいんですけど、先ほど市の調査員とおっしゃいましたが、何人調査員がいて、月にどのくらいの人数かわかりますか。わかる範囲で教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

調査員につきましては、私ども社会・障がい者福祉課に3人所属しております。月にどれぐらいかというところでございますが、申しわけありません、今、手元に資料ございませんので、 把握ができておりません。

○金子委員

私もいろいろ調べさせてもらったら、このスペシャルサポートガイドブックというのがあって、こちらに大変詳しく載ってあるので、わかりやすいなと思っているんですけど、サービスの支給の決定の仕方が保護者からいうと大変利用しやすい療育手帳等の申請も要らないというのもありますけど、ある意味、サービスの利用がどんどんふえてしまうという可能性があるのではないかと思いまして、そこがちょっと気になるところではあります。また調査員の人数が3人というのがどうなのかなと思いました。またその調査員はどのような知識とか、経験とか、またあと資格があるかをお知らせをお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

調査員につきましては、介護支援員、ケアマネージャーの資格等を必要としております。

○金子委員

ケアマネージャー、介護支援員、大変大切な仕事だと思います。特にケアマネというは、どちらかというと高齢者に特化しているなと思うんですけど、やはり子どもの発達がよくわかる人というは、経験と知識がないと難しいなと思うので、そこら辺をこれから考えていってもらいたいなと私は考えております。また児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援、この3つが現在ありますが、この利用状況についてお伺いいたします。また、昨年度の利用実績は、障がい児福祉計画の見込みと比べてどうなっていますか、ご教示お願いします。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援の利用者の実人数につきまして、平成30年度の実績が147人、令和元年10月末現在で158人、次に、放課後等デイサービスの利用者実人数は、平成30年度実績が241人、また、令和元年10月末現在で309人となっております。保育所等訪問支援につきましては、平成30年度の利用はなく、令和元年10月末現在においても、利用がございません。また、現状といたしまして、第5期障がい児福祉計画におけましては、令和2年度の必要見込み量を上回っているところでございます。

○金子委員

その上回っている数をもう少し詳しくお知らせをお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援につきましては、2020年度ですので、令和2年度の予定が150人としておりますけれども、今現在、10月末現在で158人となっております。次に、放課後等デイサービスにつきましては、283人を令和2年度の見込みとしておりますけれども、元年10月末現在で309人となっている状況でございます。

○金子委員

昨年度の利用実績をお願いします。また昨年度の利用の見込みもお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

昨年といいますと、2018年度、平成30年度でございますけれども、児童発達支援につきましては、131人を見込みとしておりました。しかし、実績としまして147人、放課後等デイサービスにつきましては、207人を見込みとしておりましたが、241人の実績となっております。

○金子委員

では、実際の今年度の予算と補正予算が上がっていると思うんですが、そのどちらとも児童発達支援と放課後等デイサービスのもともとの予算と補正予算額を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスの当初予算額及び補正予算額ということでございます。まず、児童発達支援につきまして、当初予算額2億4039万7千円、補正予算額4869万2千円、年間見込み額が2億8908万9千円となっております。続きまして、放課後等デイサービスにつきまして、当初予算額4億757万3千円、補正予算額1億2491万7千円、年間見込みとして5億3249万円となっております。

○金子委員

大変利用しやすいサービスだと思うんです。この流れは、何年も前に療育センターを建てたりとか、困っている子どもたちがいるというところからの中でもあったんだと思うんですが、大変便利ではありますが、児童発達支援に関しては、約5分の1の増加、また放課後等デイサービスに関して約4分の1ものの増加というのは、分析して課題を見つけなくちゃいけないかなと思っているんですが、その分析と課題についてどのように考えてあるか、あれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス、また児童発達支援事業につきましては、ここ数年、利用者、また事業所の数が大幅に増加しております。他の自治体におきましても、この公費負担額の伸びが大きいということで、この部分につきましては、同様の課題としておりますが、まだ分析までには至っておりません。

○金子委員

やはり、分析して課題を見つけるということが何より先決だと私は考えます。これは、本当に事業所があって、利用者があって、それを認める申請の流れというところでの、この3つの分析をしていくとわかっていくんではないかなと私はちょっと考えております。それでは、まず各年齢別の利用人数と利用頻度を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援の利用の実人数で2歳児につきましては10人、3歳児が24人、4歳児につきましては37人、5歳児が42人、6歳児は45人となっております。また、放課後等デイサービスの利用者実人数につきましては、7歳児が48人、8歳児が36人、9歳児が46人、10歳児が40人、11歳児が32人、12歳児が33人、13歳児が20人、14歳児が14人、15歳児が11人、16歳児が9人、17歳児が10人、18歳児が10人となっております。利用頻度につきましては、2歳児、16歳児、17歳児、18歳児の利用頻度は少なくなっておりますけれども、個別の年齢別での頻度につきましては、確認ができておりません。申しわけございません。

○金子委員

そしたら利用頻度がわからないということなんですけど、こちらのサービスは月曜日から日曜日までありますが、いつ利用できるのか、その頻度、またもし限度があれば教えてください。 〇社会・障がい者福祉課長

児童発達支援及び放課後等デイサービスにつきましては、月曜日から金曜日を原則としておりますけれども、土日にしている事業所もございます。また、利用につきましては、基本最大で月23日というような内容になっております。

○金子委員

先ほど、この児童発達支援は就学前だということで、2歳から始めていますよね、1歳ではなく2歳。どうやって、この子たちが発達支援に紹介されていくのか、その経緯がわかればご教示お願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

お子様の発達状況につきまして、保護者の方がお気づきになるということもあるかと思いますけれども、保健センターの保健師による1歳児健診等の健診の折にこの子の発達について、少し気になるところがあるというようなことで保健師の意見書が提出されることもあります。また、特に気になるお子さんという部分につきましては、医師の診断をとられて診断書の提出、それによりサービスへつながっていくということがございます。

○金子委員

では次に、サービスの内容と単価についてお伺いいたします。サービスの内容は、先ほどお尋ねしましたサービスの目標、一番初めにお聞きしました放課後や夏休み等の休業中に、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、社会との交流の促進、その他必要なことを行いますというふうにありましたが、その目的に沿っているのかどうか、調査、検証したことがあるか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

特に各事業所における利用者に提供する支援についての調査、検証等を今までに行ったことはございません。

○金子委員

子どもたちの、先ほど調査員も子どもの発達がわかるのかなというを私は感じました。ケアマネというところですね。また、今度は、内容も事業所に任せられていて、子どもたちの日々の生活がわかりにくい状況ではないかなと私は考えますが、厚労省とかはそれを何かこう、ガイドラインのようなものがあったりしますか、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

厚生労働省では、このサービス事業者が提供する支援の内容が多種多様で、支援の質にも大きな開きがあることから、平成27年4月に、放課後等デイサービスガイドラインを、また平成29年7月には児童発達支援ガイドラインを策定し、事業所職員による事業所支援の評価、また保護者等による事業所評価を踏まえまして、事業所全体として自己評価を行うこととしております。次に、運営基準におきましては、事業者に対するガイドラインの遵守及び、自己評価結果の公表についてガイドラインに沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことや、サービスに係る質の評価及び、改善の内容をおおむね1年に1回以上公表することを決めつける見直しを行い、利用者の選択肢の保障を行っているところでございます。

○ 全 工 禾 昌

では飯塚市の、そのようなサービスをやっているところは公表されているかどうか、見たことはありませんか。

○社会・障がい者福祉課長

全ての事業所を確認したわけではございませんけれども、公表をされているところもございました。

○金子委員

それはとても満足のいくような内容ですか。それともう少し点検が必要かなというふうに、 そこの感じたことをもう少し教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

このガイドラインの中に示される評価の基準というものがございまして、その内容に沿った ものが公表をされておりました。

○金子委員

では次に、サービスの単価についてお聞きいたします。先ほど、利用の負担額は、ゼロのところもあれば4600円のところもあるというふうに、1割負担なんだけどと話をお聞きしましたが、サービスの単価がどのくらいなのか、また1人当たりどのくらいの費用がかかってい

るか、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

サービスの単価につきましては、看護師や保育士等の人員配置、これによって異なりますので、各事業所によって報酬単価は異なっております。ですので、一概には申し上げられませんけれども、公費負担分の1カ月1人当たりの費用につきましては、平均して児童発達支援で19万1千円、放課後等デイサービスにつきましては、1人当たり約13万6千円となっております。

○金子委員

私の知り合いも、事業所で働いている方とか、作業療法士の方、また保育士の方とかいらっしゃるんですけど、その方たちに聞くと1回の利用が8千円というところもあれば9千円、またあるいは1万円ということも、私も耳にします。だけどそれが実際、必要なものなのかというところを、私もちょっと考えておりまして。では施設を利用している子どもたちの1日の過ごし方はどうなっているのか、実態についてお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

まず、児童発達支援事業所の平日の一例ではございますけれども、まず朝8時半に自宅への迎え10時から朝の会、10時半からプログラム保育が行われているということで、その後、昼食時間、12時30分からは、お昼寝、自由遊び、13時からは、個別訓練において一人一人の発達特性に応じた訓練指導があり、おやつの時間があり、14時からは帰りの準備、終わりの会とあり、14時30分からは送迎というような形になっております。また次に、放課後等デイサービス事業の平日の一例ではございますけれども、12時から16時の間に、順次登園となり、お子様を学校やご自宅にお迎えに行くようになります。16時からは始まりの挨拶、16時30分から手洗い、おやつの時間、16時45分からは、工作、リズム活動、集団遊び、リトミック、絵本の読み聞かせなどがございます。そして、18時からは順次降園となり、ご自宅へお送りする場合と保護者がお迎えに来られる場合とがございます。

○金子委員

つまり、大枠でいうと、この児童発達支援というところは保育所のような、幼稚園のような 役割をしている。また、放課後等デイサービスというのは学童のような役割をしているという ふうに感じました。児童発達支援を朝から午前中に終わるという、かなり4時間から5時間毎 日行かれているんだろうなというのがわかるんですが、この放課後等デイサービスですね、先 ほど一例ではありますがと言われましたが、平日は学校が大体3時とか、1年生は2時40分 とかが大体多いと思うんですが、6年生ぐらいになると、4時近くになっていると思います。 その12時からと書いているけど、実際は16時近いじゃないかなと私は考えます。また市内 をぐるり、またこれは、ほかの市町村を回ることもありますので、16時ぐらいからぐるりと 回ってということになると思うんですよね。そしたら、この時間では、一例で書いていますか ら、全てが違うとも言えませんけれども、16時から始まり16時半から手洗い、16時 45分から、このようないろんな時間があって18時となっていますが、到着するのが私の友 人から聞いても、もう5時近かったりする。特に車で迎えなので、特に夕方の4時から6時の 間というのは、もともと車は込むんですよね。いつも、きちんと始められることができないと いうのを聞いております。結局、5時ぐらいに到着する。そして6時には帰る。そして、家に は7時ぐらいに到着するというような生活をしているということですよね。つまり、車に1時 間ぐらいかけて乗って、1時間ぐらい療育という放課後デイで過ごし、そのあと1時間ぐらい かけて帰る。そこに約8千円とか9千円、あるいは1万円をかけて、だから結局放課後等デイ サービスは1カ月に1人当たり約12万6千円かかり、約5億円のお金がかかっているという ことになっているという実態だと思うんですけど、それに間違いありませんか。

○社会・障がい者福祉課長

放課後の取り組みということでございますので、やはり送迎等の時間がございまして、時間 的に厳しいというようなことも、委員がおっしゃるとおりかと思います。また、それに対する 予算につきましても、増加傾向にあるというのは事実でございます。

○金子委員

やはり、お金が何よりかかっているし、私は、子どもたちの生活がこれで大丈夫なのかなと。 放課後が貴重な放課後だと思うんですよ。同僚議員からも一般質問でありましたけど、遊びの 大切さ、放課後の大切さって考えなくちゃいけない問題で、先ほど23日間の利用が認められ るというふうになりました。そしたら働いている保護者が多い、またシングルのお母さんたち、 お父さんたちもみられる中で、障がいのある子どもたちを持つ保護者にとって大変便利なもの だと思います。そしたら、この利用をしたくなるのは当然の姿勢、せざるを得ない。しかし、 これが毎日続くと子どもたちの遊びの保障、そして発達の保障ができるのかなと思います。学 童に行っている子どもたちは4時ぐらいから学童に行き、2時間ぐらい遊んで、おうちの人が 6時ぐらいに迎えに来て、6時半、7時くらいには家に帰るという生活をされていると思いま すが、この障がいのある、特性のある、大切にしなければならない子どもたちは約2時間、車 の中にいることが考えられますよね。全てではないかもしれないけど、それが本当に、先ほど 一番初めに申しました生活に必要な知識や技能の付与、また集団への適応の訓練というふうに なるのかというところを、私は考えてもらいたいし、これが共生社会やインクルーシブ教育と いうところに本当になるのかというところを、私は考えていってもらいたいなというふうに考 えております。では、この共生社会と言われているところで、この放課後等デイサービスある いは発達児童の提供サービスについてのお考えをお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

共生社会ということで、さきに紹介をいたしました放課後等デイサービスガイドライン、この中で放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加、包括、先ほど委員が申し上げられましたインクルージョンでございますが、これらを進めるため、他の子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所は、放課後児童クラブや、児童館等の一般的な子育て支援策を専門的知識、経験に基づきバックアップする後方支援としての位置づけを踏まえつつ、必要に応じて、放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められるとしております。障がい児通所支援事業の対象であるお子様たちは、心身の変化の大きい発達過程にある子どもたちでこの特性や状況に応じた支援が、この障がい児通所支援事業所での支援が求められるとともに、障がいのある子もない子も、ともに過ごすことで、障がいを理解し、コミュニケーション等をとることを覚えていく、相互理解の場の必要性も感じているところではございます。

○金子委員

共生社会というところで、これは障がい福祉課の問題だけではなく、学校教育課とか子育て 支援課とか、さまざまな市のサービスができるところで活用しなければならないなと私は考え ております。では、児童発達支援と放課後等デイサービス及び保育所等訪問事業の事業所の数 と、受け入れの可能人数、定数をお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

こちらの事業所数と、受け入れ可能人数、定数をお伝えいたします。令和元年9月1日現在で、市内の児童発達支援の事業所数は20となっております。放課後等デイサービスの事業所につきましては26、保育所等訪問支援の事業所数は2事業所となっております。また、受け入れ可能人数、定員につきましては、児童発達支援で352人、放課後等デイサービスで309人となっているところでございます。

○金子委員

大変多い人数ではないかなと思うんですけど、福岡県の中ではこの状況というのは、どんな ふうに思われるかお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援、また放課後等デイサービス、これらの事業所につきまして、県内でも飯塚市 はトップクラスというか、多いほうになります。

○金子委員

大変、サービスが充実していて大変ありがたいなと思っている方もいらっしゃると思うんですけれども、これでいいのかなと、私も子どもたちの過ごし方で、何より子どもたちが充実して過ごしているのかなというところが一番問題だと思うんですよね。必要な療育は1時間前後しかとられていない。なのにお金がかかっているというところが私は一番不安に思うし、それが、子どもたちの交流の時間になっているのかなと、自立する生活の一歩になっているのかなというふうに考えています。では、受け入れ可能人数というのが、先ほど児童発達支援では352人、放課後等デイサービスでは309人となっていますけど、これは月に利用できる数という考えでよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

月でのになります。また1日のうちにでも、全てのお子さんが毎日行くわけでもないという ところもございますので、そこのところは少し流動的になっています。

○金子委員

この受け入れ人数は、保育園と同じで受け入れ人数と利用人数が違うのは、わかるんですけれども、この人数を、どういうふうに抑えていくかというか、今の時点で申請すれば全部受け入れられるし、というような形ではないのかなと思ってしまう面があるんですけれども、何かこう規制をするようなというか、そういうことは考えられていますか。

○社会・障がい者福祉課長

事業所数等につきましても、ここ数年で大きく伸びをしてきているところでございますけれども、これにつきまして、現在検討、対応策等につきまして検証しているところでございます。 〇金子委員

まずは、どのくらいの箱というか、利用人数がいるのかというところを検討しなくちゃいけないし、ある程度の規制もかけなくちゃいけないんではないかなと思うんですが、先ほど言われましたが、規制をかける方法とかは、考えられていますか。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援、放課後等デイサービス、これらの事業所の設置につきましては、県のほうの認定になっております。これら事業所を立ち上げるという場合には、県のほうに申請を出す場合に、市町村の意見書を添えて提出するようになっております。対策の一つとしましては、この意見書の中での私どもの必要性、事業所として、現在どれだけになっているかというところを、書いていくような状況になるかと思います。

○金子委員

そしてまた、利用者のことなんですけど、2つ大きくあって、1つが発達児童、もう1つが 放課後等デイということで、小学校に入ったときに、放課後等デイサービスに変わると思うん ですが、そのときに何かこう規制というか、どのくらい発達児童からデイサービスに移るかと か、そこで学童を利用するように変えるとか、そういうことはやられていますか。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援の事業所からまた放課後等デイサービスへの移行の時期にどのような対策をということでございます。これにつきましては、まずは保護者の方が選択をして、どちらを選ぶかということにはなります。事業所におきまして、直接その子に接している職員等の意見も踏まえたところで、どちらを保護者が選択をしているところかと考えます。

○金子委員

学童も前は、こういう放課後等デイというのがなかったので、多くの子どもたちと障がいがあると思われる子どもたちは、学童を使っていました。また加配というのがあったと思うんですけれども、そういうものをどんどん利用することも考えながらしていかないと、まず何より子どもたちの発達というか、共生社会が大変難しくなってくるのではないかなと私は危惧しております。2歳ぐらいからずっと発達児童を使い、幼稚園、保育園にも行かないまま小学校にあがり、小学校では放課後に学童に行かないで、放課後等デイに行ってしまう。そして、小学校、中学校、そして特別支援学校に行ってしまうと、その後ずっと分かれてしまって、一番豊かな自分が選択する時間、遊びの時間を保障できないことになってしまい、結局は、障がいのある人、障がいのない人たちのかかわりというものがなくなってしまうのではないかなと私は危惧しています。発達児童とか放課後等デイ、このサービスはとってもありがたいんですけれども、やはりどこかで規制をかけるというか、規制というか、考え直して、みんなで見ていくというところを再度検討していただけたらと私は考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、金子委員から「文化財保護について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。金子委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

先ほどの目尾炭鉱の跡地等で文化財保護についてありましたが、この「文化財保護について」、所管事務調査をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「文化財保護について」、所管事務調査を行うことにご 異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「文化財保護について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

先ほど目尾炭鉱跡地のことについて、議案が上がりましたが、この目尾炭坑跡地はどのような経緯で、国の史跡に指定されたのか、ご教示をお願いいたします。(発言する者あり)先ほどご丁寧にお知らせいただきましたので、これは却下させていただきます。それでは、この文化財というのはどのような過程で発見され、指定されることが多いのか、お知らせをお願いいたします。

○文化課長

現在、全国の教育委員会で実施をされております発掘調査につきましては、開発行為に伴う 調査がほとんどとなっております。その際、発見をされました遺物、遺跡につきましては、そ の希少性、特異性、地域性及び量などにより、指定文化財となる場合があります。遺物の場合 は、保存方法、保存場所を考慮すれば比較的容易に指定となりますが、遺跡の場合は、当該地 が私有地であることが多く、地権者の同意が絶対条件となります。また指定後の管理方法、保 存方法、整備方法など多くの考慮すべき事項が発生してまいります。

○金子委員

発掘調査は開発行為に伴う調査がほとんどだということですが、この開発行為の際の文化財 の確認は、どのように行われるか、ご教示お願いいたします。

○文化課長

開発行為に伴います発掘調査につきましては、まず事業主から、開発を行う際には、事前に 文化課へ文化財の有無の問い合わせが行われます。その際、文化課では、現在周知の埋蔵文化 財包蔵地に該当しているかどうか、遺跡の分布地図で確認を行いまして、工事内容などから判 断をした上で、試掘が必要、工事立会が必要、工事には支障なしのいずれかの回答を行います。 その後、試掘や工事立会が必要な場合につきましては、現地での文化財の有無の確認を行うこ ととなっております。

○金子委員

では、現地での文化財の有無の確認ということを具体的にお願いいたします。

○文化課長

現地での確認につきましては、文化課の学芸員が立ち会いのもとで行うこととしております。 まず、現地におきまして、重機もしくは重機が入ることが不可能な場所につきましては、人力 によりまして、土地の表面の表土の取り除きを行います。その後、地層ごとに丁寧に掘り下げ を行いまして、遺構面、遺跡のある遺構の発見される面であります地山まで平面的に掘削を行 いまして、文化財の有無を確認しております。

○金子委員

現在、開発行為をやっている、私の近くでやっている白旗山なんですけど、この白旗山には、 文化財があるのかどうか、お知らせください。

○文化課長

この白旗山一帯における埋蔵文化財の状況でございますが、現時点では山頂に白旗山城があるということが、県の報告書に記載をされております。また同時に、北側の山麗付近には野間古墳群、及び白旗山窯跡があったとも、報告をされております。それを受けまして、飯塚市では、白旗山窯跡について、昭和62年、昭和63年と平成3年に3基の窯跡を調査確認しております。ほかには埋蔵文化財は確認されておりません。

○金子委員

先日の一般質問の中で、白旗山の中にあるノーバルというところがやっている発掘に関して、かなりのところが伐採されてしまったという話を聞いて、大変私は不安になったんです。今実際、アサヒ飯塚メガソーラーというところが、どんどん開発をしています。そこで住民の皆さんが大変不安になっているんですが、このアサヒ飯塚メガソーラーに関して、またこの行程表見たら、全て全部一緒に埋物調査等も全部一緒に入るような工程表も回ってきていたので、このアサヒ飯塚メガソーラーの開発について、この埋蔵物調査はどんな文書が出されているのか、またその対応はどこまで進んでいるのか、お知らせください。

○文化課長

アサヒ飯塚メガソーラーからは、平成30年6月28日、文化財の所在の有無について照会が提出をされております。同日、今回の照会地は一部が周知の文化財包蔵地白旗山城に該当し、また工事計画等を考慮すると試掘調査を行い、確認することが必要です。当教育委員会文化課と文化財保護に関する対応について、御協力お願いしますという内容で回答文書の送付をしておりました。直近の対応といたしましては、本年、令和元年10月11日に現地の施行の工事担当者であります瀬戸内興建の担当者の方が歴史資料館のほうに来館をされておりまして、文化課職員が対応しております。当日、工程表や現地の図面を持参されておりましたので、試掘調査箇所に対する指示を行っております。具体的には、尾根上の5カ所の試掘が必要であるため、重機が通る際の作業用通路や試掘箇所の伐採の必要箇所について、図面にて図示をしておるところです。この、指示を行いました箇所につきましては、本年12月中に伐採のほうが、

ほぼ終了するということを瀬戸内興建のほうから提示があっておりますので、来年1月ごろには試掘が行われるのではないかということをその時には打ち合わせをしております。その後、令和元年12月10日に文化課の担当職員のほうから瀬戸内興建のほうに電話連絡を行いまして、試掘の実際の日程について打ち合わせを行っております。その内容としましては、試掘調査を2回に分けて実施をするということで、第1回目につきましては、本年12月27日、第2回目を令和2年1月23日から25日ごろということで、打ち合わせを行っております。なお、12月27日の試掘につきましては、調整池の部分の調査を依頼されております。その後、令和元年12月13日には、文化課の担当者が現地へ趣きまして、瀬戸内興建の担当者と現場にて作業用通路として伐採をする箇所について再度指示をしたところでございます。

○金子委員

やはり文化課としては、文化財を守るというところでお仕事されていると思うんですが、開発行為に伴うものだということで、農林振興課や環境整備課との連携がやっぱり必要ではないかなということを感じました。では、今後、白旗山の文化財は、どのような手順で、守られていくことになるのか、教えてください。

○文化課長

アサヒ飯塚メガソーラーから提出をされました図面で開発の区域を確認しましたところ、保全用地として、手の加えられない区域内に、先ほどの白旗山城の一部が存在しておりましたが、文化財にとりましては、直接の影響はないものと思われます。なお、工事が実施される区域内におきまして、文化財の存在が想定をされます尾根のうち、土地が掘削、削られる部分につきまして、その5カ所を試掘調査を実施することとしておりますので、文化財保護の観点から、その調査に当たりましては、丁寧に進めたいと考えております。

○金子委員

文化財保護というのが、やっぱり先ほど申しましたように開発行為を伴うもので、今回のように大変広い範囲に開発行為とされた場合、住民の方は、文化財保護をやっていると、とてもやっぱり思えないんですよね。伐採がかなり進んでありまして、伐採というのが、私もすごい近くに住んでいるから、こんなに事が起こるのかと、よくわかるんですけど、においもすごいんですよね。木を切るにおいとか、あとほこりとか風とか、切った後の夜とかもすごいにおいとその粉じんというか、舞っているというのも感じます。私が日ごろ、日中でも行かないでも感じるということは、やはりそこにずっといらっしゃる高齢の方とか、そこでお仕事をされている方は、日ごろやはりその音とか、山を削られていく姿を見て、大変こう心が病んでいくというか、不安になるという気持ちもあるんではないかなと私はすごく感じました。文化課はやはり、発掘というところでは、大切なお仕事されて、丁寧に発掘されるということだとお聞きして安心したんですけれども、ここはやはり環境整備課とか、その他工事をされる方に、しっかり今はここをやっているから、住民に説明をしてほしいということを言っていただかないと、住民はまたますます不安になっていくので、その辺のご配慮もよろしくお願いいたします。要望で終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休 憩 12:10

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市私立保育 所運営法人選定委員会における選定結果について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

「飯塚市私立保育所運営法人選定委員会における選定結果について」、報告いたします。

今回の飯塚市私立保育所運営法人の募集要項、選定基準選考につきましては、飯塚市私立保育所運営法人選定委員会に諮問を行い、令和元年9月2日から10月7日までの期間で、法人募集を行い、1法人からの応募があっております。

資料1ページをお願いいたします。選考結果につきましては、11月29日に選定委員会から新たに認可保育所を設置する事業者の候補者については、社会福祉法人夢創、所在地、飯塚市鯰田2425番地206、理事長、田中真純氏、園舎建設予定地、飯塚市鯰田2425番地207が適当であるとの答申が出されました。

資料2ページをお願いいたします。応募法人によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定の結果、選定評価点につきましては、審査項目5項目、500点満点で行い、社会福祉法人夢創、500点満点中402点となっております。また、選定協議の中で各委員から、候補者となる社会福祉法人夢創に対しまして、3つの附帯意見が出されております。法人と飯塚市で十分な協議を行い、相互理解を努めること。新規開設法人募集要項に定める保育所の運営についてを遵守し、保育所運営に当たること。職員の確保については、保育士の適正配置のため、保育士確保を行うこと。また、選考の結果につきましては、募集要項の決定に至るまでの経過につきましては、3回の会議を開催し、飯塚市私立保育所運営法人選定委員会規則に基づき審議されております。内容につきましては、2ページから3ページのとおりでございます。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。審議における基本的な考え方につきましては、候補者の選定当たり、私立保育所新規開設法人募集要項に定める諸条件及び選定評価基準に基づき評価がなされ、集計点数が上位の申請者を決定することとし、配点合計が6割に満たない場合は不採択とすることを基本事項とし、選定が行われております。以上の答申を踏まえ、飯塚市私立保育所新規開設法人については、社会福祉法人夢創に決定することといたしました。

資料4ページには、選定評価採点評価結果表、資料5ページには、選定委員会名簿を添付しております。今後のスケジュールにつきましては、年度内に園舎建設に伴う施設整備補助申請を行い、令和3年4月の開所に向け協議を進めてまいります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけ、4ページの採点結果表のほうで、左に審査項目があって、真ん中に審査基準があるんですけど、審査基準のほうで幾つか項目が上がっているんですけど、公表みたいな形で、それぞれに委員の方のまとめみたいなものがあれば、読み上げていただきたいんですけど。

○子育て支援課長

今の詳細ということでしょうか。

○永末委員

4ページの採点結果表のほうの審査基準というのがありますけど、例えば応募動機及び法人

の経営理念についてと、2番が保育に関する理念というところで定数配分が10点で5名いらっしゃって40点というふうな結果が出ていますけど、例えば実際に審査されて、この2つに関してはどういうふうな判断をしたとかというのが、公表みたいな形で、もしまとまっているんであれば、お聞きしたいなと思ったんですけど。

○子育て支援課長

すみません。そういったものはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 金子委員

この私立保育所は、令和3年から開所ということですけど、具体的な場所とか、そういうものが、もし決まっていれば教えてください。

○子育て支援課長

具体的な場所と申しましたら、200号線バイパスのちょうど嘉穂東高校から登っていって 川島に向かって行く途中に、右側に旧スポーツティングコアという敷地がございます。旧スポーツティングコアの横の駐車場、今駐車場として使っているところの敷地に園舎建設を予定しております。

○金子委員

恐らく、私が知る限りでは、そこは、らそうむという、ここの法人が、先ほど私が申しました子どもの児童発達をやっているところではないかと思うんですが、そこの横に建てるという、併設するというそこの辺を教えてください。

○子育て支援課長

先ほど委員が申し上げました、らそうむの隣の今駐車場で使っている敷地に園舎を建設する 予定にしております。

○金子委員

私の中ではかなり大きな道で2車線というか、4車線ということで、あそこはそうなっていると思うんですが、そうなると入る時が、入りにくいんではないかなと、その辺の配慮がされているかどうか教えてください。

○子育て支援課長

進入路につきましてはバイパスからと、あと浦田駅側から、裏口、ちょうど浦田駅側の愛宕 団地からおりてきた高架下があるんですけれども、そこから入る道が、坂道になるんですけれ ども、住宅地を通って行く道路からの出入り口2カ所になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

2ページで委員会の附帯意見というふうに、出されたということですが、どういう理由で出 されたんでしょうか。

○子育て支援課長

一番は、やはり保育士確保につきましては適正に、今定員100名ということで募集しております。こういった定員100名を下回らないように、適正に配置するようにということで聞いております。開設まで、園舎建設を含めまして、令和3年4月に開設ですけれども、それまでに市と協議を行いながら、募集要項に定めることを守るようにということで、意見が出されております。

○兼本委員

ちょっと意味がよくわからないですけど、その選定基準の中でそういう部分というのは、もうできているということじゃないですか。これから話し合うのですか。

○子育て支援課長

もちろん遵守するということで、応募されております。必ずそういったことは、約束を守るようにということで、念を押されているような状況でございます。

○兼本委員

ここはそうすると、施設の特徴としては、例えば一時預かりを行うとか、病児保育を行うとか、そういった何か特色ある運営をされるんでしょうか。

○子育て支援課長

特別保育、こちらにつきましては、延長保育の実施と、あと病児病後児保育、こちらも現在のところ、定員はまだはっきり確定はしておりませんが、予定しているということで確認しております。

○委員長

ほか質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第2期子ども・子育て支援事業計画(原案)の市民意見募集について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画(原案)の市民意見募集について」、報告いた します。

資料の第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画(原案)をお願いいたします。第2期計画では、平成30年度にニーズ調査を行い、今年度、8回の子ども・子育て会議を開催し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て新支援事業の量の見込み確保の方策及び具体的事業について審議していただき、原案を策定いたしました。1ページから6ページ、こちらにかけまして、計画の背景、趣旨、子ども・子育て支援新制度の概要、計画の性格と位置づけ、策定体制等の計画の概要となっております。

続きまして、7ページから29ページにかけまして、飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状、飯塚市の人口、ニーズ調査の結果、第1期計画の実施状況、課題の整理を記載しております。

31ページには、計画の基本理念、32ページに計画的視点を記載しております。

33ページから59ページにかけましては、教育・保育の提供区域、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等の国が定めた重要事業の令和2年度から令和6年度までの量の見込み確保の方策を掲載しております。

61ページから99ページにかけましては、国の基本指針における市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項及び、その他の関連施策をそれぞれ分類別に掲載しております。

子ども・子育て支援事業計画は、10月16日に県子育て支援課のヒアリングを受け、12月9日には、子ども・子育て会議にて計画の素案の承認をいただき、令和元年12月20日から令和2年1月17日までの期間で市民意見募集をいたします。閲覧場所といたしましては、本庁子育て支援課、各支所市民窓口課、各子育て支援センター、各地区交流センター、各市立図書館、サン・アビリティーズいいづか、あと飯塚市ホームページからも閲覧可能となっております。市内の子育て支援団体にも、意見募集の依頼を行うように予定しております。

続きまして、市民意見募集の様式を同様に提出させていただいております。資料をお願いいたします。この意見書の中には、お住まい、こちらにつきましては、前回、市民意見募集した際には、住所等細かいところまで記入していただいたんですけれども、今回、大まかに例えば幸袋なら幸袋と、番地等を記載する必要はございません。氏名、連絡先の記入は必須としてお

ります。ないものについては受け付けをいたしません。提出方法は閲覧場所に備えつけの箱に 投函、郵送、電子メール、ファクスでの提出となります。子ども・子育て会議の中で様式を意 見を出しやすい様式に検討するようご意見いただきました。その中で、住所、氏名等を無記名 にしてはどうかという意見もございましたけれども、ご意見の内容が不明な場合、市のほうか ら問い合わせをする場合がございます。そういった場合に、連絡先、氏名等がない場合は問い 合わせもできませんので、氏名、連絡先については、必須項目としております。以上、簡単で はございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

私もこの子ども・子育て会議の傍聴をさせていただきました。とても残念というか、公募を されているんですが、公募の方が、あまりしゃべっていなかったというかですね。とても私の 中で印象的で、せっかく公募したのに何でこうこう言えないだろうというか、あったんですが、 その公募をした、その理由をお知らせください。

○子育て支援課長

公募した委員さんは、ホームページ等で公募いたしました。その中から申請があった方は、 公募委員として、申請されておりますので、それぞれ考えがあって公募されたのではないかと いうふうには考えます。

○金子委員

それは公募した人の気持ちであって、何で公募したんですかと聞いているんです。

○子育て支援課長

子育て中の保護者、公募委員の中には、在宅児の保護者、保育園児の保護者、幼稚園児の保護者、小学校、中学校の保護者と計5名の公募員がございます。それぞれの意見をお聞きしたいということで公募しております。

○金子委員

では、この方たちの意見を聞きましたか。

○子育て支援課長

会議の中で意見を出される方もいれば、出されていない方もいらっしゃいます。

○金子委員

聞き方の問題だと思うんですよ。司会される方の進行の仕方というのは、事務局側がしっかりこんなの思いでしてほしいとか、そういうところをはっきりこう持っておかないと、公募してきたけど言いたいことがあっても、どう表現していいかわからない方がいたんではないかというふうに思いました。思いがあっても、例えばその中学校児童の保護者とあっても、ここの中で、じゃあ、どこで私の意見が言えるかなというふうなことをすごく思ったんですよね。そういう場合は、例えば必ず司会の方とかに、保護者の方に必ず意見を求めることとかしないと、私が見る限りどんどん参加が減っていったと思うんですよ。そこの参加率の状況がわかりますか。

○子育て支援課長

すみません、会議については半数以上の出席をもって、成立というふうにしておりますので、 申しわけございません。今手元に参加率は何名中何名、毎回何名だったという参加率の資料は 手元にございません。

○金子委員

参加率の問題ではなくて、せっかく公募するんだったら意見がほしいという、市民の意見を聞きたいという、子育て支援課のもとで集まった方だと思うんですよね。そうなったら、そのときに意見を述べてくださいというような体制がないと、あの会議ではとても意見が言えない

と思います。また、その子育ての委員の名簿を見させていただきましたら、学識経験者とか、 行政機関の職員、子育ての関係団体とか、いらっしゃいますよね。その方たちは確かにしゃべ ることが上手というか、なれていると思うんですが、一般の保護者の方は、なれていないと思 うんですよ。そこをやはり上手に引き出していくというのが、事務局の役割じゃないかなと思 ったんですが、そこはどうお考えなんですか。

○子育て支援課長

会議におきまして、今年度に委員改正があっております。当初1回目、2回目につきましては、確かに意見も少なかったと感じております。それ以降、3回、4回と続けるうちに、意見のほうも少しずつ出てきているような状況ではあるかなというふうに考えております。

○金子委員

私もその子ども・子育て会議に参加して感じたことは、やはり一部の方なんですよね、発言されるのは。いつも決まった方が発言されていました。どういうふうに発言していいかわからないという方がほとんどだと思うんですよ。せっかく公募してきたのに、そこの引き出しを上手に持ってほしいなというところがあって、そこでこの中で、参加者同士でもっと仲よくなったほうが、もっと意見しやすいほうがいいというところで会議が終わった後に、わざわざ時間をとって話し合いをしたという時間、流れがあったんですよね。そこをやっぱり、もう少し謙虚に受けとめてほしいと思うんですよ。ただ開けばいいという感じを私たちはとても受けていて、その声も聞いています。せっかく来てもらうんだったら、何か最後に一言お願いしますとか、保育園に関してだったら保育園の保護者の方、お願いしますとか、ここの項目が中学生なので、中学生の項目のところでお願いしますというような、やはり配慮があってもよかったんではないかなと私は思いますし、そのような会議の進行を、これから今後、まだもう1回ありますよね。そのときには必ず、やはりその意見を言いやすいような空気をつくることが大切ではないかと思いますので、要望でお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

前回の委員会のときに、子ども・子育て会議で、この本市における保育行政についての問題 点等々を報告して、話し合ってもらいたいというふうに言っておりましたが、その件に関して どのようになりましたか。

○子育て支援課長

先日開催いたしました第6回、第7回、こちらの会議におきましては、11月14日、前回 開催の福祉文教委員会での答弁での、待機児童及び保育士不足について、議論されております が、本会議における議論についてはなされておりません。

○兼本委員

ということは、何も意見が出てこなかったということですか。

○子育て支援課長

待機児童及び保育士不足については、不足している園、こちらについては、どういうふうに 例えば保育士が不足なったのかとかいう意見は出されております。

○兼本委員

意見は出た、出なかった。

○子育て支援課長

質問は委員のほうから出ております。それに対しての具体的な、例えば対策とか、そういった意見は出ておりません。

○兼本委員

それって、そこを決める会議じゃないですか。

○子育て支援課長

そこを決めるというか、支援事業計画の中身について審議していただいております。

○兼本委員

だから支援でしょう。だから、問題点をどうやっていって支援していくかということを、決めていくわけでしょう。そこで、ここはどうなっているんですかという話が出たということでしょう。そこは、それでどういうふうに対応されたんですか。今後検討していきますという話ですか。

○子育て支援課長

保育士確保、こちらについては現在行っております貸付金及び支援金と保育士説明会、こちらのほうを行っていて、少しでもこちらをフルに活用していただきまして、確保に努めていただきたいというふうにお伝えしております。

○兼本委員

ちょっと、私の質問に対する答えになっていないような気がするので、では先日、同僚議員の一般質問のときに、この会議の中で、市としてはこういう問題点があるんだということは、 提起せずに、何か会議の中で出てきたら、情報を伝えますという答弁されたと思うんですけれ ども、それで間違いないですか。

○福祉部長

先日の一般質問のほうで質問議員からございましたものにつきましては、福祉文教委員会で 昨年度協議されまして、まとめられていました提言について、子ども・子育て会議のほうに提 出をしないのかというご質問がありましたので、ご要望があればご提出をさせていただきます というふうに、お答えをさせていただいております。

○兼本委員

その要望というのは、誰の要望になるんですか。

○福祉部長

子ども・子育て会議の委員の皆様、どなたかということになります

○兼本委員

国の子ども・子育て支援法がございますよね。その中の第61条、市町村は基本指針に即して、5年を1期とするとあります。その中の第4項、もしくは第5項ありますが、第4項の中で市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならないと。第5項には同じように、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとするというふうになっているわけなんですね。この子ども・子育て会議というのは、この支援法の中で、市町村でつくるということで飯塚市がつくられたわけでしょう。その中で話し合うには、こういった事情を勘案してという項目があるんですけど、本市の勘案ということの部分というのはどういったことを勘案するというふうにお考えなんですか。

○子育て支援課長

提供区域、こちらのほうにつきましては、前々回、子ども・子育て会議の中でも意見が出ております。その中で、本市におきましては、言われるように、今1区域にしております。一番大きいのは、メリット、これは県のほうに提供区域をわけるメリットというのは、大体どういうものがあるのかというのを、ちょっと確認しております。そうした場合に、定員より申請者数が少ない場合で、なおかつ1地区に、例えば地域に申請者が集中しておって、ほかの周辺地域には、申請が少ない。そういった場合に、国の施設整備における場合なんかにおいては有効であるが、例えば、定員より申請者数が多い場合においては、特段メリットはないというふう

に確認しております。あと勤務の都合上、希望する施設の選択範囲が広くなる、メリットとしては、市内全域にした場合は勤務の都合等で希望する施設の選択範囲が広くなる。例えば、勤務先に近い地域に希望する場合とか、そういったこともあります。また、事業計画における需要の見込みの推計が、これは市全体で行うか、地域によって行うかで変わるんですけれども、市全体で行う方が需要の見込みについては推計が行いやすい。例えば、デメリットにした場合、市内全域の場合は、入所可能な施設が自宅近くにない場合がある。ブロックごとにした場合のメリットとしましては、自宅近くでの入所可能な施設を希望できる。デメリットとしては、勤務の都合で希望する施設の選択範囲が狭くなる。そういったことで、市としては1地区としております。

○兼本委員

いや、私はそうことを聞いているわけじゃないんですけれども、先ほどから言っていますけど、ある程度昨年度の委員会の中でも、2年間、議論してきた中で、保育の受け皿の早期整備についてとか、教育保育等の提供区域について、保育所の処遇改善について、保育の質の確保向上について、多様化する保育ニーズの対応についてという問題点を委員会のほうから、これをクリアしていかないことには、保育行政、これから先に進まないんじゃないかということで提言したわけですよね。その中に、いろいろと問題点というのはあると思ったんですよね。これが今後支援事業の中でどうやっていくのかということを、問題点の一つとして上げていかなくてはいけないのではないかというふうに、考えているわけなんですよね。そうすると、そのさまざまなやはり事情を勘案して、計画作成しなくちゃいけないというふうになっているわけで、それは要望はないと、発表しませんよと、お答えしませんよということは、本市においては、私どもが提言したことに関しては大したことはないと。そういうふうに思われているということで理解してよろしいんですか。

○子育て支援課長

今、委員がおっしゃられるように提言書、そういったのを見ていないと、そういったことではございません。そういったものも受けとめて、今回の量の確保であったり、あと保育の質の向上、多様化する保育ニーズの対応等については、対応していって、支援計画のほうに盛り込んでいっているような状況でございます。

○兼本委員

多分、先ほど金子委員も言われていたのは、そういったところでさまざまな委員さんのご意見を伺って、特定の方じゃなくて、話をしたほうがいいんじゃないかということを言われたんだと思うんですよね。私もそこに関してはそうじゃないのかなというふうに思いましたので、今回ちょっと言わしていただきました。もう1点、今回のこの支援事業に関しましての意見、これはどのように聞かれるというふうに先ほど言われましたが、もう一度お願いいたします。〇子育て支援課長

こちらの今回、市民意見募集につきましては、ホームページで公開しております。あと子育て支援課、各支所市民窓口課、各子育て支援センター、交流センター、図書館、サン・アビリティーズいいづか、こちらのほうに計画書を置いておりますので、そちらのほうで閲覧していただき、意見書等を記入していただいて、そこで投函してもらう。もしくは、ホームページ等から記入していただく、また市内の子育て団体、こちらのほうにも意見募集を行いますので、そちらのほうで、伺うようにしております。

○兼本委員

これは、12月のいつからですか。

○子育て支援課長

12月20日から1月17日までを予定しております。

○兼本委員

20日というと、もうそろそろですよね。今言われた分で交流センター等で閲覧できますよ とか、といったことは、どこで周知をされておるんですか。

○子育て支援課長

ホームページ、あと来月1月号の市報等にも記載するようにはしております。

○兼本委員

意見募集は、前回の会議のときに、ホームページで意見を募集したいというふうにお答えだったと思うんですけど、今の答弁とちょっと違くないですか。

○子育て支援課長

ホームページでも伺いますけれども、それに加えまして各支所等で、閲覧可能というふうに しております。

○兼本委員

例えば、幼稚園や保育園等は、なぜそこに入っていないのか。もしくは、そこには協力していただいくというようなものは、考えられていないのでしょうか。

○子育て支援課長

各幼稚園、保育所等につきましては、こういった市民意見募集を行いますという呼びかけを するようにしております。

○兼本委員

保育所や幼稚園で呼びかけをされるんですか、どうゆう呼びかけをされるんですか。

○子育て支援課長

子ども・子育て支援事業計画について市民の皆様の意見を募集しますという文を各保育所、 幼稚園で掲載していただくような形を考えております。

○兼本委員

これはこういう市民の意見を聞かれるというのは、何回目になられるんですか、初めてですか。

○子育て支援課長

調査については、昨年度ニーズ調査を行っております。今回、原案についての意見は今回初めてお伺いするものでございます。

○兼本委員

そのニーズ調査を行われたときに、こうやってほしいという要望等、ご意見はどのくらい戻ってこられましたか。

○子育て支援課長

就学前児童の保護者が有効回答率としまして53.9%、小学生の保護者といたしましては52.8%、回答があっております。

○兼本委員

それは、市民全体のということでいいですか。

○子育て支援課長

住民基本台帳に掲載の無作為抽出で就学前児童が3千人、小学生保護者が500人に対しまして調査を行っております。

○兼本委員

今回とやり方が違うということですか。

○子育て支援課長

ニーズ調査とは、今回の市民意見募集とは方法としては違います。

○兼本委員

今回の意見募集、せっかくニーズ調査をして、そこに返さなくて、また別のところから意見 を募集するというような形なんですか。

○子育て支援課長

アンケートにつきましては、この支援計画、こちらを作成するための基礎資料としまして調査を行っております。今回の市民意見募集については、このでき上がった原案に対して意見をまとめたいと考えておりますので、広く、こういった形でさせていただこうというふうに考えております。

○兼本委員

それは広くなるんですかね。広く意見を聞くというのに、直接郵送で送っていくのと、ホームページと、あと子育て広場でということで利用者数とか、人数とか考えたときに、同じぐらいの意見等が返ってくるのか、返ってこなくても、これだけきたら、形上なったからいいんだというふうに思うのかの違いだと思うんですけれども、そのあたりは、今回の方法というのは、以前よりも効率がいいんだということでお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

前回のニーズ調査、こちらに対しましては、あくまでも就学前児童の保護者、小学生の児童の保護者というふうに限定しておりました。今回、市民意見募集を行うのは幅広く、そういう年齢関係なく、幅広く、多く伺うということでこういった形をとっております。

○兼本委員

前回プラスアルファ、こうこうしましたということでいいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○福祉部次長

先ほどから課長が答弁しております調査につきましては、この量の見込み等も含めて必要な情報を得るために、就学前児童の保護者と小学生の保護者について、調査を行っているものでございます。今回、原案につきましては、これはもう市でいろいろ計画書等をつくっておりますけれども、これにつきましては、市民の全体、皆さんに見ていただいて、そこからご意見をいただくというような形でこの計画だけではなく、いろんな計画でもそうですけれども、市民から意見をいただくというような形で広く意見を募集しておるものでございますのでご理解のほどよろしくお願いします。

○兼本委員

先ほども子ども・子育て支援法第61条第8項には、市町村は、市町村子ども・子育て支援 事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他 の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させる ために必要な措置を講ずるよう努めるものとするとなっております。ぜひ、そのようにしてほ しいという私は要望がございます。結局今のままでは、市長がおっしゃられる定住人口の促進、 結局子育て支援というのはそこに1つかかってくるところではないかと思っていますので、今 現状やはりなかなか、待機児童の問題にしても、なかなかやっぱりこううまくいかないところ もあります。今度新しく新設保育所ができると、それから、こないだもちょっと話しましたけ ど、病児病後児保育、一時預かり保育等の特別保育に関してもまだまだ飯塚市はサービスが少 ない。恐らくそれは何だろうかといったところまでまだ問題点が追求されていないんじゃない のかなというふうに、私はちょっと実感しております。ぜひ、もっともっと飯塚市の市民の皆 様にこういうことをやっているんだよと、こういうことやっているんだけれど、もっとこうし たほうがいいんじゃないのかというような要望はあるかということが、本当にみんなの皆さん の声が聞こえるような、こういうルールだからこうやっていますではなくて、もっともっと何 か方法があるんではないかと思います。でも、前回の会議なんかでもインターネットだけなの か、そうですと。非常に何かちょっと私は悲しく感じました。いやそうじゃなくて、何かもっ と、市民の皆さんに伝わる方法ないんですかと、聞いてくれるのかなと思いましたけど、結局 そういった形で、インターネットですと。あと個人、個人が何かやっていきましょうみたいな

話ではなかったですか。だから、ちょっとその辺が悲しいなと思っています。もっともっと大きな問題ですし、問題を掘り下げて、子育てが満足いくような飯塚市を目指して、あと1回ですか、2回ですか、会議があると思いますが、最後ちょっとある程度、また詰めていただければと思います。以上、要望としておきます。

○金子委員

兼本委員が、おっしゃったことに対して、つけ加えさせていただきます。前回の福祉文教委 員会の中で兼本委員が、記録にも残っていますが、自分が言っていることやこの福祉文教委員 会の中で、提言書とかまた保育の見込みに関するいろんな部分を話しているから、これを子ど も・子育て会議で話してほしいと、お伝えしてくださいというふうに言われたんですよね。そ したら、そうします。審議していきますと、伝えて審議していきますというような答弁があっ ています。しかし、実際のこの子ども・子育て会議の中で、それが全く行われそうになかった ために、ある委員の方が、ちょっと待ってくださいと、待ったをかけて、実際、自分は福祉文 教委員会を傍聴していました。ネット配信で見ていました。そのときに、兼本委員がこういう ことを言ってあったのに、何で報告しないですかというようなくだりがありましたよね。そこ があったから、福祉文教委員会で話し合ったことというのが、子ども・子育て会議の中で明ら かになったというようなことがありました。私は、その傍聴のどちらにもいたので、このまん ま福祉文教委員会で話したことを伝えてと言ったのに、結局、子ども・子育て会議の中で、保 育の量とか決めると言っていたから、そこは任せますよねと言っていた、その内容を伝えられ るのはやっぱり事務局なんですよね。あそこで私も言えなかったから、それをやはりきちんと 伝えることができなかった。たまたま見ていた委員会のメンバーの方、委員の方が見ていたか ら伝わっていたということですね。私はとても残念だし、その方も大変憤慨されて言われてい たと思うんですよ。それについて、どういうふうにお考えになっているのかちょっとお聞きし ます。

○子育て支援課長

前回、今言われているのは、11月14日の福祉文教委員会だと思います。正直次の日が子ども・子育て会議ということで、まだ正直、そこまでまとまっていなかったというところが現状であります。

○金子委員

まとまっていなかったと、まとまってというか、そのまま話していたことを伝えればいい話であって、そんな新しく何かその表をつくるとか、何とかと言っているわけじゃなかったので、それをやっぱり福祉文教委員会のある意味なんていうんですが、とてもないがしろにした感じが私も受けたんですよね。そういうところをきちんと伝えていただきたいなと思っています。 ○市長

この問題非常に、これから先ももっと一緒に論議していきたいと思っていますと言いますのは、市民意見を私どもが募集する、もしくは市民の方にいただいたり、有識者も入っている委員会の中の、その会議運営の主体性だとか、中身の尊重という問題で、私ども事務局も、どの程度まで、資料を提供して、どんなふうに持っていけばいいのか。実を言うと、かなり悩む部分もございます。議会からそういう声が出たから、ストレートに何々ということがそれぞれの委員会の専門性とか主体性についてどうなのかとかいうような問題も生じかねません。それで、私たち行政に対する意見、提言、そして、チェック機能としての議会と執行部との関係はわかるんですが、もう一つ別のこの委員会のあり方として、どのような私どものかかわりだとか、支援が、本来の所期の目的を損なわない形で遂行できるのか、今後ももう少し議員の皆さんと私どもで論議をさせていただきたいと思います。私ども事務局も気を使うんですよね。あまり言葉は、適切かどうかわかりませんが、私どもが言い過ぎると誘導になる。今度言わなければ不信感を招く。同じような問題があると思いますので、この件についてはこういう形が一番適

切ではないかとかいうようなことについて、今後、しっかりと双方の意見交換を、どこかでまたさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○金子委員

市長、ありがとうございました。やはり、私も思っているように子ども・子育て会議のよう な市民から意見を聞くという大変難しい立ち位置だなというふうに思いました。そこをやっぱ り考えていかなくちゃいけないし、私はやはり市民の意見を聞くということは、やっぱり大切 で、貴重な価値と思っているんですよ。もう一つ、今回の原案に対するパブリックコメントの 意見書に関して切り捨てられる感じがするんですよね。名前を書かなくちゃいけないとか、書 いていなかったら、もうそれは取り上げませんと言われると、本当に育児に困っている、例え ばいろんな貧困の問題であったり、DVを受けていたり虐待問題があったりした人たちが、そ れを名前が書けて、住所も書けれるのかと言ったら、とても難しい問題だってあると思うんで すよ。書こうと思っても、例えばどのページの内容について、特定できるようページ番号もお 書きくださいとか書いてあると、子育てをされている方が105ページもあるものを全部読む かと言ったら、大変厳しいと思うんですよ。日ごろの生活をしていて、子育てをして、家事を して、また、ネットをあげてこの105ページで自分が気になるところ探してと。お仕事でこ ういう資料、報告書だの、こういう計画書とかを見られている方は、自分の関係するところは、 ここだなとすぐわかると思うんですけど、そうじゃない日ごろ、こういう文字とかになれてい ない方がたくさんいます。くたくたになって子育てをして、いろんな苦しい場面や不安を持っ ている方が、これのどこが、じゃあ私がどこを見るかと言ったら、とてもこれを書かれただけ でもうやめようと思うと思うんですよ。自分は否定されている感じがするんです。この一言で ページ番号を記入くださいとか、連絡ないと受け付けませんとか、ほしいのは、市民の声であ って、そこを詳しく言いたい人は、きちんと書くと思うんですよ。書いてもいいけど、書かな くてもいいよと言ってほしいんですよね。書かない人がいたって、いいじゃないですか、それ はそれで。書いてないんだから、連絡してもらえなくていいということだから。そこを、何か、 何と言うのかな、先ほど兼本委員も言ったけど、何と言うのだろう、さっき私が言ったことに 通じるんですよね。さっきの中学生の親の話を聞くような体制というか、言ってください、言 ってもいい、あなたの意見を聞きたいんですというような、書式にしてほしいんですよね。そ うしないと本当に困った人たちの声は拾えないと思うんです。よくアウトリーチと最近聞きま すけど、困っている人は、何が困っているかわからないんですよ。子どもが貧困でも自分の子 どもは満足していると思ってしまう。外から見たら、この子、困っているなとわかるんです。 やっと声を上げようとしている人たちの声を、できるだけ拾うと思うような、そうゆうつくり にしてもらいたいんで、このご意見のところを変更することはできないでしょうか。

○子育て支援課長

すみません。今の意見書、こちらについて、氏名、連絡先は無記名ということで、意見を伺っているんですけれども、正直、意見については、もう聞かないとわからない部分というのは当然出てくるんですね。じゃあ、ない場合、確認のしようがなかったら、うちもどういった意図でこれを出されたかというのも、確認の手法がございません。そういったものを含めまして、今回、住所については、例えば、大きく幸袋であったり、地番まで書く必要はないというふうにしております。年代についても、例えば30代なら、30代とかそういったことでも構いません。ただ、うちも確認がどうしてもいりますので、ここの氏名と連絡先については、必須としております。私も前回委員会のあった子ども・子育て会議のあとに他の自治体がどういうふうにしているのかなということで確認をとりました。そしたら、やはりほとんどの、私が探した限りでは、氏名、住所、連絡先については必須としているところは、ほとんどでした。ですので一応今回は、もうこういった形でいかしていただきたいというふうに考えております。

○金子委員

書きたい人は書くと思うんですよね。もしかしたら、こう書いていても書かない人はいるかもしれないんですよね。やっぱり意見を拾うという、もし書かなかったら、どうなるんだろうとやってもらってもいいかなと思うんですよ。でも、その人たちは恐らく詳しく聞かなくてもいいです。ただ言いたいだけなんですとかということで、大変きつい思いをされるからこそ、書かないんだと思うんですよ。そこの弱い方の立場に立って考えるという姿勢をしてほしいなと思っていますけど、いかがでしょうか。

○福祉部長

いろいろ、ご意見ありがとうございます。金子委員も含めまして皆様方が、非常に関心を持っていただいているということは、よく存じあげておりますし、傍聴のほうにも、委員会の子ども・子育て会議の方の傍聴にも、足を運んでいただいているということも存じております。その中で、恐らくその感じられたこと、今、意見としていただいているものというふうに思います。いろいろ規制がございまして、できないところもございますけど、今、少なくともご意見としていただいておりますものにつきましては、恐らく受付をしませんというふうに、書いていることが、非常に皆様方からすると非常に拒否しているといいますか、聞く気があるのかというふうなご意見かと思います。そこら辺につきましては、ちょっと検討させていただいて、受付をしませんという強い表現、基本は先ほど言いましたように連絡先、また改めてご意見を伺うときに、連絡をとらしていただきたいという意味で、記入をお願いしたいというふうにしておりますので、それは一つの必要な部分であるかと思いますけど、仮に、書いていなくても、その意見を全く無視するといいますか、なかったことにする、受け付けしないというふうな考えは、ちょっと改めたいというふうには思っております。

○金子委員

どうぞ、誰もが意見しやすいような様式をとっていただきたいと思います。続きまして、私、 この計画書を見せていただいて、ずっと、もやもやもやもやしたものがあって、何がこの中で もやもやしているんだろうと、ずっとこう思っていました。というかこの前の第1期のときも そうだったし、何が私をこんなにもやもやさせるんだろうと。そして、他の市町村の分とかを 見せていただいて、勉強してみたときに気づきました。真ん中に子どもが置いていないんです よ。というか、具体的に言うと、子どもに対して説明しようという姿勢がないというか、これ をどうやって、せっかく子どものためにつくっているのに、子どもに届かないものなんですよ ね。せっかく子どものためにこれします、あれしますと書いているのに、子どもには何にも届 かない。これが私の中で一番の問題なんじゃないかなと思いました。大人は、飯塚市はあなた たちのことをこんなに大切に思っているんだよと。そういうものが、媒体としてないのが、一 番不安を感じるものなんではないかなと私は思います。何というか、例えば子ども・子育て支 援事業の計画を立てましたというような簡単なリーフレット、子どもに対してのリーフレット 等を計画するようなことはありますか。結局、子どものためなのに、当事者である子どもに、 飯塚市がこれをつくっているというのが子どもに伝わっていないんですよ。それは、もしかし たら私たちが持っている子どもだからわからんのやないとか、子どもには言わなくていいんじ やないという、私たちの中の知らないうちの、何というかな、子ども無視な感じですね、本当 に言うと子どもの人権無視というか、言ってしまえばですよ。子どもに本当に、子どもに伝わ るようにということであれば、何か子どもに知らせるような媒体を考えてありますか。

○子育て支援課長

子どもに対してということなんですけれども、今実際に市のほうで予定しているのは、支援 事業計画、こちらのほうで子育て中の保護者とそれに合わせて、子どもは確かに見て、見にく いかもしれません。理解をするにも難しいような内容が盛り込まれているとは思います。ただ 一応、今現状では、こういった形で、この支援事業計画でというふうには考えます。

○金子委員

子どもの権利条約というのがありますね。そこは権利条例を、子どもの権利条例を制定している市町村もかなりふえて行っています。私も飯塚市にあればいいなといつも思っているんですけど、子どもを1人の人間として捉えるということが、私自身も、もしかしたらまだされていない、気づかなかったということを考えると、私自身がやっぱり子どものことをまだまだわかっていなかった、人として見ていなかったなと。本当にきょう、ある別のところの子ども・子育て支援計画の中のチラシというか、リーフレット、子ども向けのリーフレットがあったところがあったので、それ見たら本当に、はたと気づかされたんですよね。結局、やっぱり弱い立場の人の人権というものを、私たちはどこかでしてやっているとかという、その人たちが、やっぱりその人を中心に置いてと考えれば、その人たちに届くようなものを考えないといけないと、私はすごく思っていますので、何らかの形で、子どもに届けるよう、届けられるようなものがあるといいなという私は思っています。また資料の中で、それこそ私が先ほど申しました子どもの権利条約を載せていただくことも、要望として申しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

内容に関してなんですけど、たくさん言いたいことがいっぱいあるんですけど、一つ言うと 65ページの6番に子ども家庭総合支援拠点事業というのがあります。これに関して、令和 4年までの事業なんですけど、これについてちょっと詳しく教えてください。

○子育て支援課長

子ども家庭総合支援拠点事業につきまして、事業内容ということで、お答えします。平成28年の児童福祉法の一部改正に伴い、市区町村は、地域の資源や必要なサービスを有益的につなぐ、ソーシャルワークを中心とした機能を担う子ども家庭支援拠点の設置に努めることとされていたもので、近年増加する児童虐待事案に対応するための平成30年に国が策定いたしました。児童虐待防止対策体制総合強化プランに令和4年度までに、全国の市区町村に設置することが位置づけられたものでございます。具体的には保健師等の専門職を配置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や、必要な調査訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行います。

○金子委員

かなり踏み込んだ事業になるのではないかなというふうに考えます。これ恐らく子育て支援 課だけではなく、さまざまな課と連携しなければ、とてもできない内容だし、それまでに例え ば隣の64ページの5番の要保護児童援護の実施などの今まであったものと連携しながらやっ ていく必要があると思います。そこについて、あと3年ぐらいあると思うんですけど、何らか の計画等がもしあるのであれば、教えてください。

○子育て支援課長

この事業の設置に向けた取り組みといたしましては、現在、保健センターに設置しております子育で世代包括センター及び、子育で支援課の家庭児童相談室との関連性が大きいことから、関係部署内で協議を行いながら、設置に向け、準備を進めてまいりたいというふうには考えております。なお本年度につきましては、県内にございます各自治体の整備状況を把握するために、既に設置している7自治体、7自治体がございます。これらの状況を調査いたしました。具体的には宗像市、糸島市、小郡市、朝倉市、久留米市、古賀市、岡垣町、こちらの7自治体についてはもう既に設置しております。これらの自治体の状況を参考にしながら、必要な整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

今回、子育て支援事業計画の市民意見募集についての報告なので、もし一つずつ、今のよう

に聞いていくのであれば所管調査でやられたほうが。

○金子委員

またこの内容に関して所管事務調査ということで、また次回ということで。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。